

ひょうご農地・水ニュース

平成27年度から、多面的機能支払制度は法律に基づいたより安定的な制度になりました。これに伴い、兵庫県多面的機能発揮推進協議会が発足し、これからも地域の活動を支援してまいります。

本年度は「農地・水ニュース」を年2回発行する予定にしています。これからもイベント、ニュース等、多面的機能支払制度に関わるあらゆる話題を提供していきます。

○CONTENTS○

- | | |
|-------|------------------------------|
| P.2 | 兵庫県多面的機能発揮推進協議会が設立されました！ |
| P.3 | 各種研修会の開催を進めています／イベントのお知らせ |
| P.4～6 | 平成26年度多面的機能支払交付金 活動組織アンケート結果 |
| P.7 | 兵庫県の取組状況／地域資源保全管理構想を作しましょう |
| P.8 | 地域の活動を応援します！ |

監修：兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課

発行：兵庫県多面的機能発揮推進協議会

兵庫県土地改良事業団体連合会

佐用町林崎のひまわり畑

兵庫県多面的機能発揮推進協議会が設立されました！

設立

平成27年3月23日、兵庫県土地改良会館において、会員40名出席のもと設立総会が開催されました。

兵庫県に9つあった地域協議会は同年3月31日をもって解散し、県1つの協議会として同年4月1日より兵庫県多面的機能発揮推進協議会が発足しました。

新協議会は、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の支援も行う体制となっています。



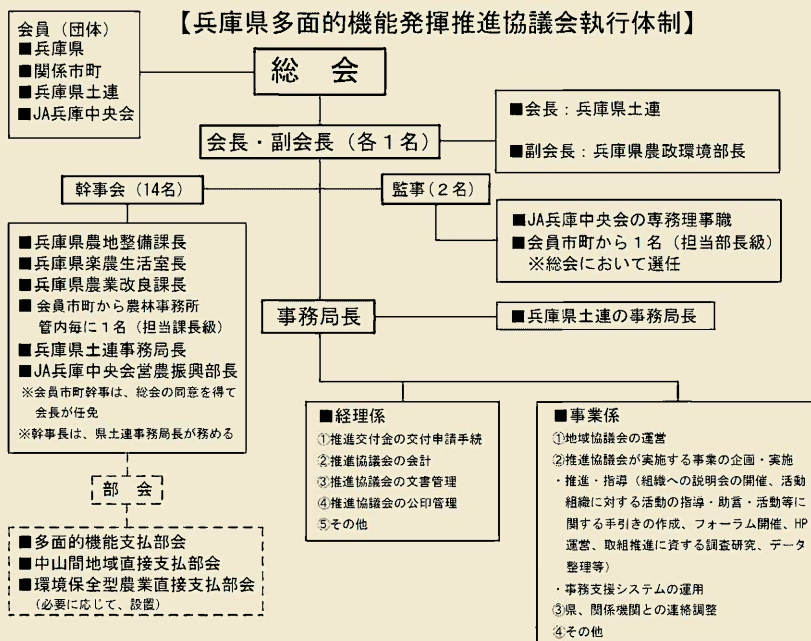
役割

昨年度までの交付金の実施主体としてではなく、推進協議会は、主として活動組織を対象とした指導・助言や県及び市町が個別に行うよりも一括して行うことにより効率化が図られる事業制度の普及等、県及び市町の事業推進を支援する組織として位置づけられています。

執行体制

多面的機能発揮促進事業の効果的な推進を図るため、県・市町・兵庫県土地改良事業団体連合会・JA兵庫中央会が参画し、多様な知見を活かすことのできる体制としています。

また、協議会規約により、事務所を兵庫県土地改良会館に設置し、事務局の運営及び推進事業の事務は、兵庫県土地改良事業団体連合会が事務受託して行うこととしています。



兵庫県多面的機能発揮推進協議会

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号 兵庫県土地改良会館内

TEL：078-360-6605 FAX：078-360-6606

E-mail：tamen.kyougikai@hyogo-nouchimizu.com

ホームページ <http://hyogo-nouchimizu.com/>



各種研修会の開催を進めています

本協議会では、今年度から各種研修会の開催、支援を行っています。今年度は、下記の地区を皮切りに「地域資源保全管理構想」の研修会を支援しています。

これからも水路補修研修等、様々な研修会の開催を進めていきます。

三田市

平成27年7月29日、三田市総合福祉保健センターにおいて、平成26年度からの制度の変更点や地域資源保全管理構想、事業計画の変更などについての研修会を開催しました。

質疑応答では、参加者による活発な意見が交わされました。



北但馬地域

平成27年8月3日から10日にかけて、豊岡市、新温泉町、香美町において、地域資源保全管理構想の策定や人・農地プランの作成、農地中間管理事業の活用など、地域農業の活性化に向けた研修会を開催しました。

研修会では、近畿農政局からの制度や取組状況の説明もあり、有意義な研修になりました。



イベントの
お知らせ

いなみ野ため池ミュージアム推進フォーラム

とき：平成27年11月2日（月）

12:30～15:00

ところ：加古川市民会館中ホール

「次代につなぐ『ため池』」をテーマに開催し、特別講演やパネルディスカッションを予定しています。



第8回ひょうご水土里のふるさとフォーラム

とき：平成27年12月5日（土）

12:30～16:00

ところ：兵庫県公館

今年度は「ため池の多面的機能」をテーマに開催します。優良地区表彰や事例発表、トークショー等を予定しています。お誘い合わせの上、ぜひお越しください。



※申込方法等、詳細が決まり次第、当協議会のホームページに掲載します。

平成26年度 多面的機能支払交付金 活動組織アンケート結果



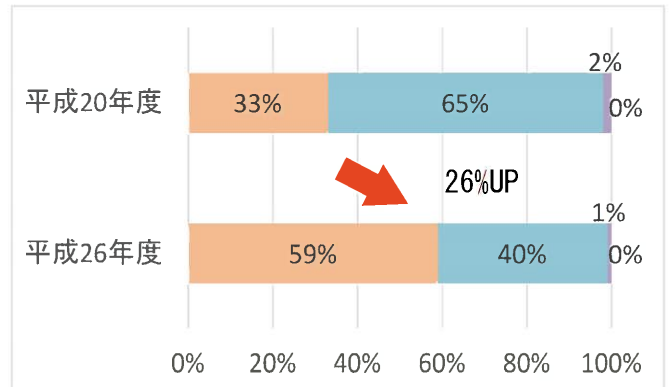
26年度末にアンケート調査を実施し、1280組織の方にご回答いただきました。（回収率68.3%）
ご協力ありがとうございました。抜粋してご紹介します。

制度開始時のアンケートと比較しました。

問1

開水路の保全について、本対策による共同活動がどの程度役立っていると思いますか。

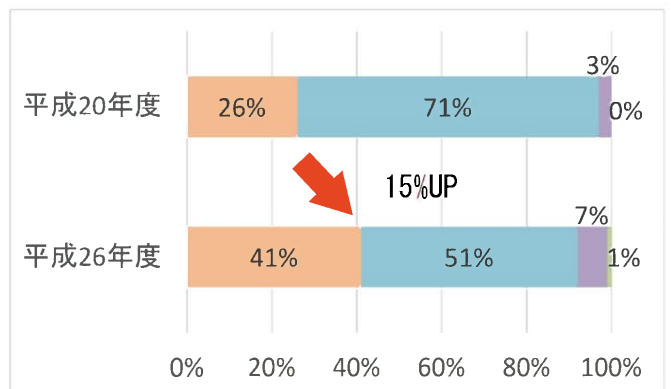
- すごく役立っている
- ある程度役立っている
- あまり役立たない
- 全く役立たない



問2

農道の保全について、本対策による共同活動がどの程度役立っていると思いますか。

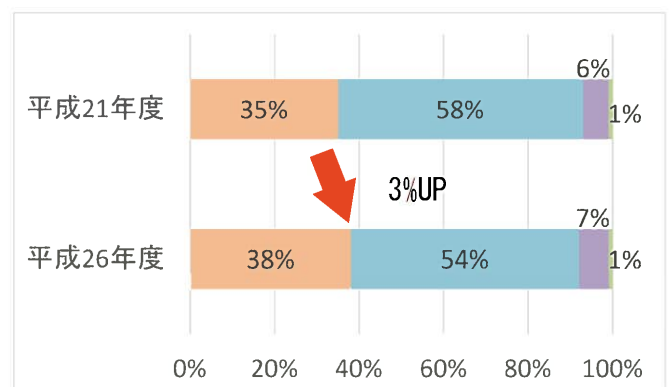
- すごく役立っている
- ある程度役立っている
- あまり役立たない
- 全く役立たない



問3

ため池の保全について、本対策による共同活動がどの程度役立っていると思いますか。

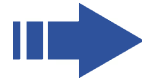
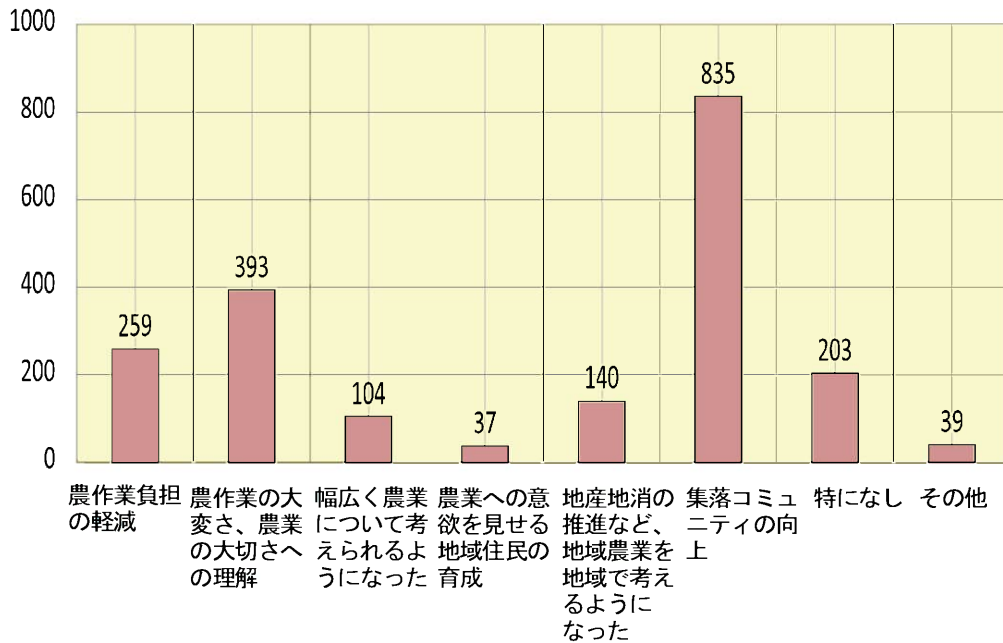
- すごく役立っている
- ある程度役立っている
- あまり役立たない
- 全く役立たない



制度開始時と比較すると、開水路、農道、ため池の保全について、本対策による共同活動が「すごく役立っている」との回答が、いずれも増加しています。
年数を経て、制度への理解がより深まったように見受けられます。

問4

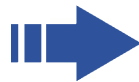
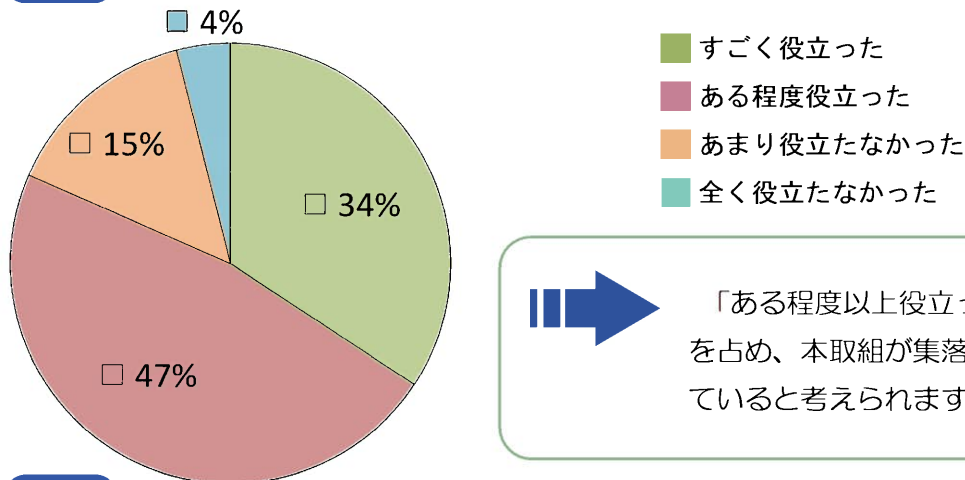
農業者以外の地域住民の参画は、あなたの地域にどのような効果を与えていますか。
(複数回答可)



「集落のコミュニティが向上した」との回答が最も多く、本取組が集落の活性化に少なからず役立っていると考えられます。

問5

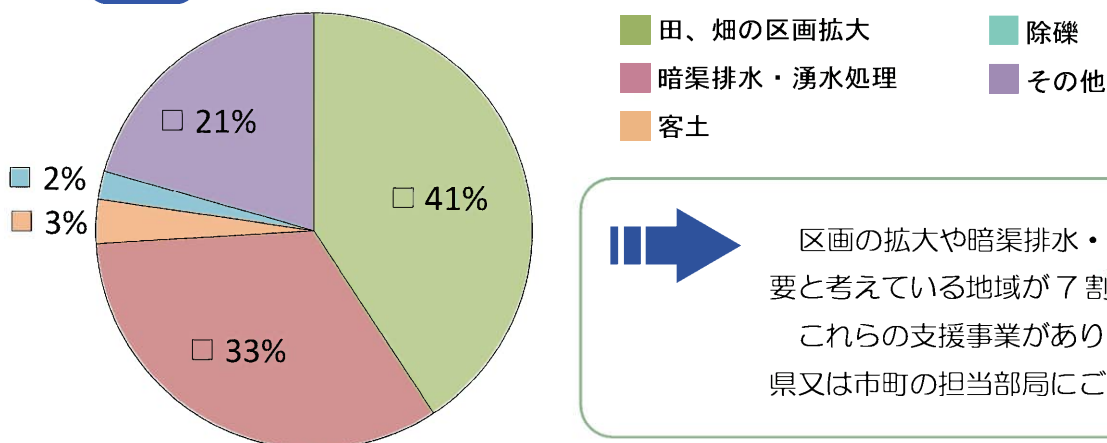
集落営農組織の設立にあたって、そのきっかけになるなど、多面的機能支払の取組は、役立ちましたか。(集落営農組織を設立した活動組織のみ回答)



「ある程度以上役立った」という回答が8割を占め、本取組が集落営農組織の設立に役立っていると考えられます。

問6

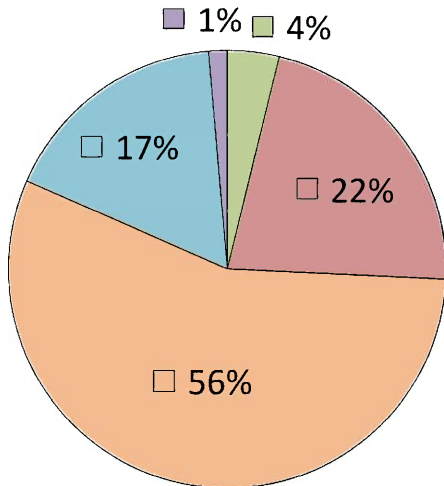
農地の集積をはかるうえで、あなたの地域で必要と考えられる農業基盤の整備は？



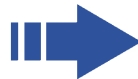
区画の拡大や暗渠排水・湧水処理の実施が必要と考えている地域が7割を占めています。これらの支援事業がありますので、お近くの県又は市町の担当部局にご相談下さい。

問7

多面的機能支払をはじめ、交付金は貴重な税金から支出されるため、一定の書類作成などが必要ですが、その事務についてどう感じられていますか。



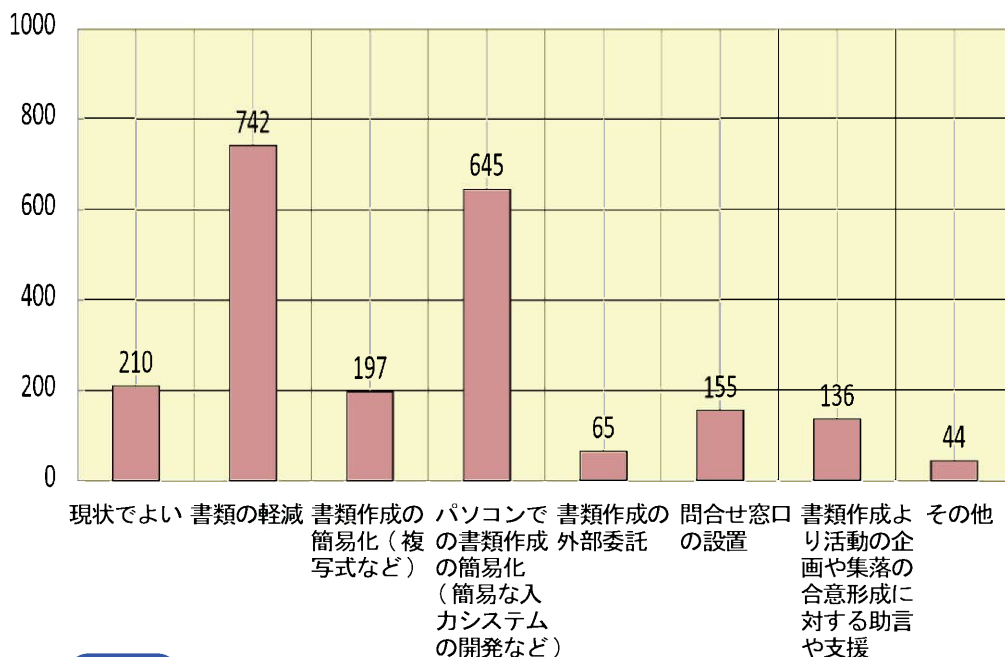
- それほど負担とは感じていない
- はじめの頃は大変だったが、最近はそれほどでもない
- 今も大変だが、やむをえない
- 今後の活動の継続を案じるほど負担に感じている
- その他



制度開始時に比べ事務の簡素化が図られているものの、「事務について負担に感じていない」との回答は2割強しかなく、依然として多くの組織が書類作成事務を負担に感じているようです。

問8

書類作成等の活動に伴う事務は、今後どうすればよいと思いますか。（複数回答可）

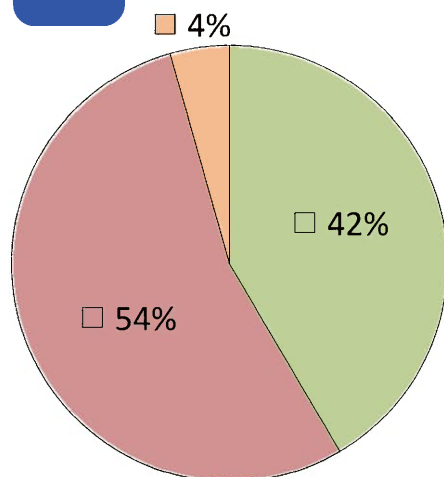


「書類を減らして欲しい」という回答が一番多く、次に「パソコンで簡易に書類が作成できるようにして欲しい」という回答が多くなっています。

このため、現在、簡易な入力システムの開発を検討しています。

問9

あなたの地域では、役員となって活動を支える新たな人材を得られていますか。



- 新しい人材が得られている
- 全く変わらないメンバーである
- その他



半数強が「新しい人材が得られていない」と回答しています。本協議会では今後も、人材育成のための研修会の開催や事務の支援を進めていきます。

兵庫県の取組状況

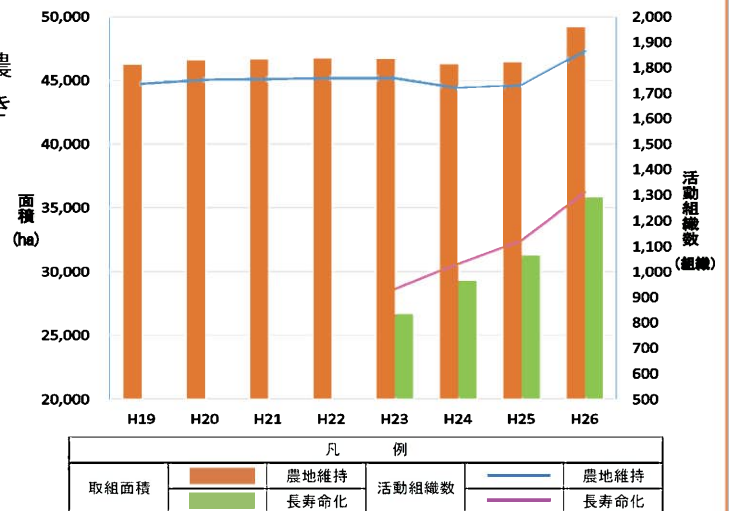
平成26年度は、県下で1,866の活動組織が、49,218haの農地で活動に取り組んでいます。本県の取組率（農振農用地に占める取組シェア）は78%で、全国平均46%を大きく上回っており、平成19年度の制度開始以来連続して全国1位です。

平成26年度の取組率

1位	兵庫県	78%
2位	福井県	75%
3位	滋賀県	71%
4位	富山県	68%
5位	新潟県	67%



取組面積・活動組織数の推移



地域資源保全管理構想を作しましょう

I. 「地域資源保全管理構想」とは・・・

「地域資源保全管理構想」とは、農用地、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取り組みの質的・量的な充実・向上を図るため、概ね5年後に目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策をとりまとめるものです。

多面的機能支払（農地維持支払）交付金に取り組む活動組織は、**「地域資源保全管理構想」の策定が義務づけられています。**
※活動期間内に策定されない場合は、遡って交付金を返還する必要があります。



II. 「地域資源保全管理構想」の策定の進め方

(1) まず、地域のみなで話し合いを行います。

話し合いの場は、活動組織の総会や定例の打合せ会の場を活用する等、できるだけ多くの話し合いを行うことが大切です。その際、入作の農業者や非農家等、集落以外の人と一緒に話し合しましょう。



(2) 課題解決のために支援策を活用しましょう。支援策については、県や市町に相談しましょう。

集落営農組織化 	農地中間管理事業の活用 	耕作放棄地の解消
基盤整備・暗渠排水 	都市住民の受入 	特産品化・加工販売

(3) 話し合った内容をもとに、地域資源保全管理構想を策定します。また、本構想と関係が深い「人・農地プラン」も合わせて作りましょう。



地域の活動を応援します！

「多面的機能の発揮」のぼり

「農地・水保全管理支払交付金」は、昨年度から「多面的機能支払交付金」に変わりました。これを受け、新たに多面的機能の発揮を啓発するのぼりを作成し、各活動組織、市町、県土地改良事務所・センターに配布しました。

地域の方々に本制度をご理解いただき、より一体感を持って取り組めるよう、活動の際にはのぼりの設置をお願いいたします。



※のぼりを道路敷地内に設置する場合は、道路管理者の許可が必要となります。また、屋外広告物として継続して設置する場合は、関係市町の条例により許可が必要な場合がありますのでご注意ください。

「鳥獣害対策用の電気さくについて」パンフレット

平成27年7月、静岡県西伊豆町において、獣害対策用の電気柵による感電死傷事故が発生しました。これを受け、電気柵使用における注意点をわかりやすく解説したパンフレットを各活動組織に配布しましたので、ご一読の上、記載されている注意点について、再点検を行うなど十分ご留意下さい。また、注意標識のサンプルも同封していますので、ご活用下さい。



多面的機能支払交付金 事務書類ファイル

このたび、多面的機能支払交付金の活動に役立つ事務書類ファイルを作成しました。[※]ファイルには、提出書類記入の解説書や、施設の点検・機能診断チェックシートなど、様々な役立つ情報を掲載していますので、ぜひ日頃の実践活動に伴う事務作業にご活用下さい。



なお、来年度以降に様式等の変更があった場合でも、そのページのみを差し替えて引き続き利用できるようにリングファイルとしています。（その際は変更のあったページのみを各活動組織に配布します。）

※要望のあった市町の活動組織に配布しました。